



お知らせ

児童手当制度についてお知らせ

児童手当現況届について

岡 住民課 住民年金係 ☎65・33301

毎年6月の児童手当の現況届が令和4年度より原則不要になりました。(一部除く)

現況届は、毎年6月1日現在の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監護や保護、生計同一など)を満たしているかを確認するものです。

桂川町では、令和4年度から受給者の現況を住民基本台帳などで確認することで、現況届の提出が原則不要となりました。

手続きが必要な方には、6月に案内を送付する予定です。期日までに提出をお願いします。

※提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなります。

【現況届の提出が必要な方】

- ① 配偶者からの暴力等により避難しており、住民票の所在地と異なる住所地で受給している方
- ② 支給要件児童の戸籍がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ④ 受給者と児童が別居している方
- ⑤ 父母以外が児童の生計維持者となって受給されている方
- ⑥ その他、桂川町から提出の案内のあった方



給付金

子育て世帯を支援します

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

岡 住民課 住民年金係 ☎65・33301

食費などの物価高騰等に直面し、家計が悪化している低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)を支援するため、給付金を支給します。

【支給対象】次の①、②に該当する方が対象

- ① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給を桂川町から受けた方
- ② 令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等で、令和5年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(家計急変者)

※低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた方は対象外

【支給額】児童1人当たり一律5万円

【手続き方法】

- ① 令和4年度中に子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給を受けた方

↓ 申請は不要です。

※対象となる方には、5月下旬に通知を送付しております

- ② 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等で、令和5年1月1日以降の家計急変者

↓ 申請が必要です。

※令和6年2月までに生まれた新生児等も対象になります。

【提出書類】

- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書
- (2) 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)
- (3) 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)
- (4) 収入見込み額申立書または所得見込み額申立書(家計急変者のみ)

【申請期間】令和6年2月29日(木)までに必着

※令和6年2月に出生した児童に限り、令和6年3月15日(金)までに必着

【支給日】審査結果及び支払日は通知書にてお伝えします

【制度全般についての問合先】

こども家庭庁コールセンター
☎0120・400・903(平日9時〜18時)



催し

第44回桂川町社会を明るくする運動大会 犯罪のない地域社会へ 社会を明るくする運動大会

岡 健康福祉課 高齢者・女性係 ☎65・0001

【日時】7月13日(木) 13時〜15時40分

【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」

【講師】福岡県警察本部生活安全全部少年課

飯塚少年サポートセンター係長 森治美

【講演】・問題行動の「根っこ」〜多機関連携で

子どもと関わる〜

・DVD「ボクの居場所」

【主催】飯塚保護区保護司会桂川分区・桂川町